

指定給水装置工事事業者に係る申請書・届出書の提出先(表紙)

水道事業者 殿

令和 年 月 日

申請者 氏名又は名称 株式会社学園前ガスセンター
 住所 奈良市宝来四丁目16番54号
 代表者氏名 代表取締役 中谷賀典
 電話番号 0742-45-7631
 FAX番号 0742-46-0484
 メールアドレス og@gakuen.co.jp



下記のとおり、申請書・届出書を提出します。

1. 申請・届出をする書類(ひとつだけの□に✓を入れて下さい)

この「表紙」は、申請書・届出書毎に作成し、各書類の前に付けて下さい。

- ①指定給水装置工事事業者指定申請書～様式第1、別表、様式第2
 ②指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書～様式第10
 ③指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書～様式第11
 ④給水装置工事主任技術者選任・解任届出書～様式第3

2. 申請・届出をする水道事業者(□に✓を入れてください)

申請・届出をする水道事業者数 3 者

NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック
1	奈良市 公営企業管理者	レ	8	御所市 水道事業管理者		15	斑鳩町 水道事業管理者		22	上牧町 水道事業管理者	
2	大和高田市 上下水道事業管理者		9	生駒市 水道事業管理者	レ	16	安堵町 水道事業管理者		23	王寺町 水道事業管理者	
3	大和郡山市 上下水道事業 の管理者	レ	10	香芝市 上下水道事業の管理者 の権限を行う市長		17	川西町 水道事業管理者		24	広陵町 上下水道事業管理者	
4	天理市 上下水道事業 の管理者		11	葛城市 水道事業管理者		18	三宅町 水道事業管理者		25	河合町 水道事業管理者	
5	橿原市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長		12	宇陀市 水道事業管理者 の権限を行う市長		19	田原本町 水道事業管理者		26	吉野町 水道事業管理者	
6	桜井市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長		13	平群町 水道事業管理者		20	高取町 水道事業管理者		27	大淀町 上下水道事業管理者	
7	五條市 水道事業管理者		14	三郷町 水道事業管理者		21	明日香村 水道事業管理者		28	下市町 水道事業管理者 の権限を行う町長	

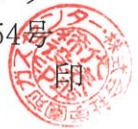
指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書

水道事業者 殿

令和 年 月 日

届出者

氏名又は名称 株式会社学園前ガスセンター
住 所 奈良市宝来四丁目16番54号
代表者氏名 代表取締役 中谷賀典



水道法第25条の7の規定に基づき、次のとおり変更の届出をします。

フリガナ 氏名又は名称	ガクエンマエガスセンター 株式会社学園前ガスセンター		
住 所	奈良市宝来四丁目16番54号		
フリガナ 代表者の氏名	ナカタニ ヨシノリ 代表取締役 中谷 賀典		
変更に係る事項	変 更 前	変 更 後	変 更 年 月 日
役員の氏名		代表取締役中谷賀典 取締役 中谷 祐紀 取締役 吉海江秋弘 取締役 竹田 和夫 取締役 中谷 武男 取締役 中谷 匠 監査役 中谷 敦子	

（備考）この用紙の大きさは、A列4番とすること。

誓 約 書

指定給水装置工事事業者申請者及びその役員は、水道法第25条の3第1項第3号イからへまでのいずれにも該当しない者であることを誓約します。

令和 年 月 日

申請者

氏名又は名称 株式会社学園前ガスセンター

住 所 奈良市宝来四丁目16番54号

代表者氏名 代表取締役 中谷 賀典



水道事業者 殿

履歴事項全部証明書

奈良市宝来四丁目16番54号
株式会社学園前ガスセンター

会社法人等番号	1500-01-000522	
商号	株式会社学園前ガスセンター	
本店	奈良市西登美ヶ丘一丁目4番9号	
	奈良市宝来四丁目16番54号	平成13年 7月 1日移転
公告をする方法	官報に掲載する。	
会社成立の年月日	昭和47年8月1日	
目的	<ol style="list-style-type: none"> 1. 業務用、家庭用のガス器具、厨房機器及び家庭用電気機器、浴槽・システムキッチン・トイレ等の住宅設備機器並びに空調設備機器の販売、修理、保守点検及び施工業並びに割賦販売及び斡旋並びに割賦販売にかかる契約締結代行業 2. ガス漏れ警報機の販売並びにリース契約締結代行業 3. ガス配管工事、電気配線工事、電気通信工事、土木工事、建築工事、水道施設工事、給水装置工事、管工事、冷暖房設備工事、給排水・衛生設備工事及び家屋の新築、住宅リフォームの請負、設計、施工及び監理業 4. ガス開閉栓及びガス器具修繕等の受託業務並びにガス料金収納代行業 5. 書籍の販売 6. 食品及び日用雑貨品の販売 7. 介護用品の販売及び販売にかかる取次業 8. 衣装、家具、寝具、日用品雑貨、家庭用電気機器、事務用機器、スポーツ・レジャー用品等のレンタル業 9. 宅配便の取次業 10. 携帯電話申込加入の手続代行業、携帯電話の販売並びに販売及びリースにかかる取次業 11. 郵便切手類・印紙の販売 12. 損害保険代理業及び自動車損害賠償法による損害保険代理業 13. 前各号に付帯または関連する一切の業務 	
単元株式数	100株	
発行可能株式総数	4万株	
発行済株式の総数 並びに種類及び数	発行済株式の総数 2万4762株	平成21年 6月23日変更
		平成21年 6月23日登記

株券を発行する旨の定め	当会社の株式については、株券を発行する	平成17年法律第87号第136条の規定により平成18年5月1日登記
資本金の額	金1000万円	平成21年8月1日変更
		平成21年8月3日登記
株式の譲渡制限に関する規定	当会社の株式を譲渡するには取締役会の承認を得なければならない。	
役員に関する事項	取締役 <u>中谷賀典</u>	平成28年6月30日重任 平成28年8月5日登記
	取締役 <u>中谷賀典</u>	平成30年6月30日重任 平成30年8月7日登記
	取締役 <u>中谷賀典</u>	令和2年6月30日重任 令和2年8月24日登記
	取締役 <u>大西勝己</u>	平成28年6月30日重任 平成28年8月5日登記
	取締役 <u>大西勝己</u>	平成30年6月30日重任 平成30年8月7日登記 令和2年6月30日退任 令和2年8月24日登記
	取締役 <u>坂口節雄</u>	平成28年6月30日重任 平成28年8月5日登記
	取締役 <u>坂口節雄</u>	平成30年6月30日重任 平成30年8月7日登記 令和2年6月30日退任 令和2年8月24日登記

	取締役	<u>中谷祐紀</u>	平成28年 6月30日重任 平成28年 8月 5日登記
	取締役	<u>中谷祐紀</u>	平成30年 6月30日重任 平成30年 8月 7日登記
	取締役	<u>中谷祐紀</u>	令和 2年 6月30日重任 令和 2年 8月24日登記
	取締役	<u>吉海江秋弘</u>	平成28年 6月30日重任 平成28年 8月 5日登記
	取締役	<u>吉海江秋弘</u>	平成30年 6月30日重任 平成30年 8月 7日登記
	取締役	<u>吉海江秋弘</u>	令和 2年 6月30日重任 令和 2年 8月24日登記
	取締役	<u>竹田和夫</u>	平成28年 6月30日重任 平成28年 8月 5日登記
	取締役	<u>竹田和夫</u>	平成30年 6月30日重任 平成30年 8月 7日登記
	取締役	<u>竹田和夫</u>	令和 2年 6月30日重任 令和 2年 8月24日登記
	取締役	<u>中谷武男</u>	平成30年 6月30日就任 平成30年 8月 7日登記
	取締役	<u>中谷武男</u>	令和 2年 6月30日重任 令和 2年 8月24日登記
	取締役	<u>中谷匠</u>	平成30年 6月30日就任 平成30年 8月 7日登記
	取締役	<u>中谷匠</u>	令和 2年 6月30日重任 令和 2年 8月24日登記

<p>⑨</p>	<p>大阪府八尾市東山本町一丁目12番5号 代表取締役 <u>中谷賀典</u></p>	<p>平成28年 6月30日重任 ----- 平成28年 8月 5日登記</p>
	<p>大阪府八尾市東山本町一丁目12番5号 代表取締役 <u>中谷賀典</u></p>	<p>平成30年 6月30日重任 ----- 平成30年 8月 7日登記</p>
	<p>大阪府八尾市東山本町一丁目12番5号 代表取締役 <u>中谷賀典</u></p>	<p>令和 2年 6月30日重任 ----- 令和 2年 8月24日登記</p>
	<p>監査役 <u>中谷敦子</u></p>	<p>平成26年 8月28日就任 ----- 平成26年 9月 1日登記</p>
	<p>監査役 <u>中谷敦子</u></p>	<p>平成30年 6月30日重任 ----- 平成30年 8月 7日登記</p>
	<p>監査役の監査の範囲を会計に関するものに限定する旨の定款の定めがある</p>	<p>----- 平成30年 8月 7日登記</p>
<p>取締役会設置会社に関する事項</p>	<p>取締役会設置会社</p>	<p>平成17年法律第87号第136条の規定により平成18年 5月 1日登記</p>
<p>監査役設置会社に関する事項</p>	<p>監査役設置会社</p>	<p>平成17年法律第87号第136条の規定により平成18年 5月 1日登記</p>
<p>登記記録に関する事項</p>	<p>平成元年法務省令第15号附則第3項の規定により</p>	<p>平成14年 7月25日移記</p>



これは登記簿に記録されている閉鎖されていない事項の全部であることを証明した書面である。

(奈良地方法務局管轄)

令和 2年 9月 8日

大阪法務局
登記官

正 井 義 一



委 任 状

住 所 東大阪市菱屋西四丁目6番26号

氏 名 行政書士 横 山 隆

TEL (06) 6224-5055

私は、上記のものを代理人と定め、次の権限を委任する。

1. 指定給水装置工事事業者変更届申請に係る申請書の作成・提出・
補正・副本及び許可証の受領等に関する一切の権限。

令和 年 月 日

住 所

商 号

代表者

東市宝来4丁目16-54
会社学園前ガスセンター
表取締役 中谷賀典

